

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年2月5日
【会社名】	丸紅株式会社
【英訳名】	Marubeni Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長 柿木真澄
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目7番1号
【電話番号】	03 - 3282 - 2111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 岩根秀禎
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目7番1号
【電話番号】	03 - 3282 - 2111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 岩根秀禎
【縦覧に供する場所】	丸紅株式会社大阪支社 (大阪市北区堂島浜一丁目2番1号) 丸紅株式会社中部支社 (名古屋市中区錦二丁目2番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1【提出理由】

当社は、当社らに対して提起された訴訟（以下、原訴訟）のインドネシア最高裁判所（以下、最高裁）判決結果について司法審査（再審理）を申し立てておりましたが、今般、最高裁より司法審査（再審理）の決定を受領しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 訴訟の提起があった年月日

インドネシア・ランボン州のグヌスギ地方裁判所 2010年10月21日  
（当社への訴状送達日は、2010年12月15日）

（参考：司法審査（再審理）を申し立てた年月日）  
最高裁 2018年2月6日

### (2) 訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

- ・名称：PT. Indolampung Perkasa
- ・住所：Wisma GKBI, 5<sup>th</sup> Fl, Jalan Jenderal Sudirman Kav. 28, Jakarta 10210, Indonesia
- ・代表者の氏名：Gunawan Jusuf

- ・名称：PT. Sweet Indolampung
- ・住所：Wisma GKBI, 5<sup>th</sup> Fl, Jalan Jenderal Sudirman Kav. 28, Jakarta 10210, Indonesia
- ・代表者の氏名：Gunawan Jusuf

- ・名称：PT. Gula Putih Mataram
- ・住所：Wisma GKBI, 5<sup>th</sup> Fl, Jalan Jenderal Sudirman Kav. 28, Jakarta 10210, Indonesia
- ・代表者の氏名：Gunawan Jusuf

- ・名称：PT. Indolampung Distillery
- ・住所：Wisma GKBI, 5<sup>th</sup> Fl, Jalan Jenderal Sudirman Kav. 28, Jakarta 10210, Indonesia
- ・代表者の氏名：Gunawan Jusuf

（参考：司法審査（再審理）を申し立てた者の名称、住所及び代表者の氏名）

- ・名称：丸紅株式会社
- ・住所：東京都中央区日本橋二丁目7番1号
- ・代表者の氏名：柿木真澄

### (3) 訴訟の内容及び損害賠償請求金額

訴訟の内容  
損害賠償請求等  
損害賠償請求金額  
US\$650百万

（参考：司法審査（再審理）の内容）

原訴訟の最高裁判決結果について司法審査（再審理）を申し立てたものです。

(4) 司法審査（再審理）に対する判決日及び判決の内容

判決日

2018年10月8日（当社の司法審査（再審理）決定受領日は、2020年2月3日）

判決の内容

当社の司法審査（再審理）の申し立てを不受理とするものです。

（参考：原訴訟の最高裁判決日及び判決の内容）

判決日

2015年12月14日

（判決受領を以って判決が確定。当社の判決受領日は、2017年9月14日）

判決の内容

原告の請求が一部認容され、他の被告と連帯してUS\$250百万の損害賠償金を支払うことを命じるものです。

以 上